

山形市自主防災組織連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、山形市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、本市内の自主防災組織相互の連携を強化し、もって地域防災力の向上、自主防災活動の活性化及び効果的な防災対策の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各自主防災組織間の連絡調整に関する事。
- (2) 自主防災活動の活性化に関する事。
- (3) 地域における防災対策の推進に関する事。
- (4) 研修会等の開催に関する事。
- (5) 地域における防災リーダー等人材育成に関する事。
- (6) 自主防災組織の設立促進に関する事。
- (7) その他必要と認める事。

(組 織)

第4条 協議会は、本市内の自主防災組織をもって組織する。

- 2 協議会の効率的運営を確保するため、協議会に地区ごとの地区防災組織連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。
- 3 連絡会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 企画検討委員 若干名
- 2 会長及び副会長は、各連絡会の代表者のうちから、総会の議決により定める。
 - 3 企画検討委員は、各連絡会の代表者のうちから、会長が選出し、総会の議決により定める。
 - 4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名された副会長が、その職務を行う。

3 企画検討委員は、事業計画の立案等に当たる。

(顧問)

第7条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の議決によりこれを委嘱する。

3 顧問は、この会の諮問に応じるとともに、会議に出席して意見を述べるができる。

(会議)

第8条 協議会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 企画検討会議

(総会)

第9条 総会は、会長、副会長、企画検討委員及び各連絡会の代表者をもって構成する。

2 総会は、年1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 協議会の事業計画に関すること。

(2) 役員の変更に関すること。

(3) その他協議会の運営に係る基本的な事項に関すること。

(定足数)

第10条 総会は、会長、副会長、企画検討委員及び各連絡会の代表者の過半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(企画検討会議)

第11条 企画検討会議は、会長、副会長及び企画検討委員をもって構成する。

2 企画検討会議は、必要に応じ会長が招集し、会長は会議の議長となる。

3 企画検討会議は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 協議会の事業計画案の策定に関すること。

(2) その他協議会の運営に係る基本的な事項に関すること。

(意見の聴取)

第12条 会長は、必要と認めるときは、山形市女性防火連絡協議会、山形市消防本部、山形市消防署その他の関係機関・団体の意見を求めることができる。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、山形市総務部防災対策課において処理する。

(表彰)

第14条 地域における自主防災活動に顕著な功績のあった自主防災組織並びに個人及び団体に、表彰を行うものとする。

2 表彰基準については別に定める。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、昭和62年8月26日から施行する。

(任期の特例)

2 この会則施行後、初めて役員となった者に係る任期については、第5条第4項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

附 則 (平成元年2月改正)

この会則は、平成元年2月23日から施行し、昭和62年8月26日から適用する。

附 則 (平成元年5月改正)

この会則は、平成元年5月25日から施行する。

附 則 (平成13年6月改正)

この会則は、平成13年6月25日から施行する。

附 則 (平成15年6月改正)

この会則は、平成15年6月25日から施行する。

附 則 (平成25年7月改正)

この会則は、平成25年7月11日から施行する。

附 則 (平成28年6月改正)

この会則は、平成28年6月3日から施行する。

附 則 (平成29年6月改正)

この会則は、平成29年6月5日から施行する。

